

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域福祉課) 1

規 則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年2月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第3号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年北海道規則第144号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の建築物の表の4の項を次のように改める。

4 便所	(1) 多数の者の利用に供する便所は、次に定める構造とすること。 ア 多数の者の利用に供する便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上(車いす使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上。以下同じ。)設けること。ただし、車いす使用者用便房を1以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合は、この限りでない。 イ 車いす使用者用便房の洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。 ウ 車いす使用者用便房には、非常用の呼出装置を設けること。 エ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 オ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすること。
------	---

- カ 車いす使用者用便房がある便所には、その出入口に見やすい方法により車いす使用者用便房のある旨を表示すること。
 - キ 便所の出入口付近には、必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。
 - ク 段を設けないこと。
 - ケ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
 - コ 必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等を設けること。
- (2) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける階ごとに、当該便所のうち1以上に、手すりを備えた床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。

別表第2の1の建築物の表の6の項中「の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。」を「に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合は、この限りでない。」に改め、同表の14の項を次のように改める。

14 観覧席又は客席(以下「観覧席等」という。)	(1) 別表第1の1の項の(3)、(4)及び(2)に掲げる建築物に多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア 車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)を設けることとし、その数は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。 (ア) 観覧席等に設ける座席の数が100以下の場合 2 (イ) 観覧席等に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (ウ) 観覧席等に設ける座席の数が200を超え、2,000以下の場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数 (エ) 観覧席等に設ける座席の数が2,000を超える場合 当該座席の数に1万分の75を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に7を加えた数 イ 車いす使用者用席は、観覧席等に設ける座席の数が200を超え
--------------------------	--

る場合には、2か所以上に分散して設けること。
 ウ 観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。
 エ ウの通路に高低差がある場合は、3の項のアからウまで及び7の項の(2)のオの(ア)から(ウ)までに定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。
 オ 車いす使用者用席の床は、水平とすること。
 カ 車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。
 (2) 別表第1の1の項の(3)に掲げる建築物に多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合は、聴覚障害者が円滑に利用できるよう

補聴装置を1以上設けること。

別表第2の5の路外駐車場の表中「の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。」を「に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合は、この限りでない。」に改める。

別記第2号様式その1の4の項中

ア 階ごとに車いす使用者用便房の設置		合・否	
イ 車いす使用者用便房の数 ・便房の総数が200以下の場合 1/50以上 ・便房の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	階（総数） （うち設置数）	合・否	
	階（総数） （うち設置数）	合・否	
	階（総数） （うち設置数）	合・否	
ウ 車いす使用者用便房の洗浄装置は、操作が容易なもの	（講じた措置）	合・否	
エ 車いす使用者用便房には、非常用呼出装置の設置		合・否	
オ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅90cm以上	（内法寸法） cm	合・否	
カ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	（開閉方式）	合・否	
キ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設置（近接していない場合は、腰掛便座及び手すり付便房の設置）		合・否	
ク 車いす使用者用便房のある旨の表示		合・否	
ケ 出入口付近には必要に応じ、点字による案内板等の設置	（講じた措置）	合・否	
コ 段がない	（最大段差） cm	合・否	
サ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	
シ 必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等の設置	（講じた措置）	合・否	

を

ア 便所内に車いす使用者用便房を1以上設置（車いす使用者用便房を1以上設ける便所が近接する位置にある場合を除く。）		合・否	
---	--	-----	--

イ 車いす使用者用便所の洗浄装置は、操作が容易なもの	(講じた措置)	合・否	
ウ 車いす使用者用便所には、非常用呼出装置の設置		合・否	
エ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
オ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
カ 車いす使用者用便房のある旨の表示		合・否	
キ 出入口付近には必要に応じ、点字による案内板等の設置	(講じた措置)	合・否	
ク 段がない	(最大段差) cm	合・否	
ケ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
コ 必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等の設置	(講じた措置)	合・否	

に改め、同様式その1の6の項中

ア 車いす使用者用駐車施設の数 ・ 駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 駐車台数の総数が200超の場合 1/100 + 2 以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否	
--	--------------------	-----	--

を

ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場に設ける駐車施設の総数に2/100を乗じて得た数以上(昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設置している場合を除く。)	(駐車施設の総数) (うち設置数)	合・否	
---	----------------------	-----	--

に改め、同様式その1の14の項中

ア 車いす使用者用席の設置 ・ 席の総数が500以下の場合 2 以上 ・ 席の総数が500超の場合 1/200以上	(席の総数) (うち設置数)	合・否	
イ 補聴装置の設置		合・否	

を

ア 車いす使用者用席の設置 ・ 観覧席等に設ける座席の総数が100以下の場合 2 以上 ・ 観覧席等に設ける座席の総数が100を超え、200以下の場合 2/100以上 ・ 観覧席等に設ける座席の総数が200を超え、2,000以下の場合 1/100 + 2 以上 ・ 観覧席等に設ける座席の総数が2,000を超える場合 75/10,000 + 7 以上	(座席の総数) (うち設置数)	合・否	
イ 車いす使用者用席は、観覧席等に設ける座席の数が200を超える場合には、2か所以上に分散して設置		合・否	

ウ 補聴装置の設置		合・否	
-----------	--	-----	--

に改め、同様式その4の4の項及びその5中

ア 車いす使用者用駐車施設の数 ・ 駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 駐車台数の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否	
---	--------------------	-----	--

を

ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場に設ける駐車施設の総数に2/100を乗じて得た数以上（昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設置している場合を除く。）	(駐車施設の総数) (うち設置数)	合・否	
---	----------------------	-----	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号。以下「条例」という。）第19条の規定による届出がされた、又は届出がされるべきであった公共的施設に係る整備基準（条例第17条第1項に規定する整備基準をいう。）については、この規則による改正後の北海道福祉のまちづくり条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道福祉のまちづくり条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。